

京都市教育委員会告示第1号

平成19年3月27日京都市教育委員会告示第5号（個人演説会等の開催のために必要な施設の設備の程度等）の一部を次のように改めます。

平成26年4月1日

京都市教育委員会

「1 施設の設備の程度」の表一橋小学校の項を次のように改める。

東山泉 小学校	体育館	793	蛍 32W 2個	蛍 32W 2個		LED	卓子 1脚	腰掛 120人分	机 1脚
			16W 2個				100W 13個		
			40W 48個			150W 10個	水差し 1個	卓子 1脚	
			ハロゲン灯				コップ 1個	いす 4脚	
			85W 24個						
			130W 36個						
			LED						
			150W 1個						
			225W 39個						

「1 施設の設備の程度」の表月輪小学校の項及び今熊野小学校の項を削る。

「1 施設の設備の程度」の表月輪中学校の項を次のように改める。

東山泉 中学校	体育館	864	蛍 32W 28個	蛍 55W 56個	蛍 36W 9個	蛍 32W 13個	卓子 1脚	腰掛 120人分	机 1脚
			水銀灯				36W 24個		
			400W 34個		白熱灯	36W 24個	水差し 1個	卓子 1脚	
					13W 1個		コップ 1個	いす 4脚	

(教育委員会事務局総務部教育環境整備室)